

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人
中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2023 春号

2023年4月発行 第110号



ご挨拶

春光うらかな季節を迎え、皆様におかれてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当職は、昨年末のパートナー会議を経て、このたび弁護士法人中央総合法律事務所の代表・マネージングパートナーに就任いたしました。

1968年の事務所開設以来55年の長きにわたり、クライアントの皆様からいただいた信頼の礎を守り、新しい体制のもと、より一層皆様のニーズに適切に対応させていただくよう所属弁護士一同、全力を尽くしてまいります。

会長弁護士中務嗣治郎、弁護士岩城本臣、弁護士森真二、弁護士加藤幸江につきましてはパートナーを退任し、シニアカウンセラー弁護士として業務いたしますので、引き続きどうぞよろしくお願いたします。

当事務所は所属弁護士が64名となり、各法律分野においてより専門性を高めるとともに、経験ある弁護士から若手弁護士への知見の承継の必要性が高まってきたことから、本年より、以下のプラクティス・グループ(PG)を設置いたしました。

- ・金融法務(銀行、証券、保険、ファイナンス、資本取引)
- ・知的財産法務(特許法、著作権法、商標法、意匠法、実用新案法、不正競争防止法等)
- ・危機管理(AML、反社対応、コンプライアンス)
- ・人事労務
- ・コーポレート(一般企業法務、金商法規制、買収防衛)
- ・事業再生・事業承継・相続・税務
- ・スタートアップ法務
- ・不動産法務(不動産取引、建築、マンション管理)
- ・取引法務(国内外M&A、アジア新興国法務、運送法務)
- ・刑事手続
- ・競争法(独禁法、下請法)・IT法(個人情報保護、プライバシー保護)

それぞれのPGにおいては定例的に研究・研修を行います。セミナーや論文発表など、対外発表も予定しておりますので、クライアントの皆様にもCLOメールマガジンなどを通じ、適宜ご案内させていただければと思っております。

本年2月より、田中幸佑弁護士が、新しく大阪事務所に入所いたしました。田中弁護士は、大阪地方検察庁を始め各地検で検事として約10年間の勤務経験があり、今後、元大阪地検検事正であった北川健太郎弁護士とともに、刑事分野、企業のコンプライアンス分野でも大いに活躍していただけるものと期待しております。また、東京事務所所属の小林優吾弁護士が三井住友カード株式会社のコンプライアンス統括部に2年間の予定でインハウスローヤーとして勤務することになりました。クレジットカード業務分野についての知見と経験を積んでいただくことを期待しています。鈴木秋夫弁護士は、1年間の大阪弁護士会副会長の任期が終了し、本年4月より通常業務に復帰いたしました。弁護士会務を通じて得た経験や人脈を活かし、より一層厚みのある弁護士として各案件に対応してもらえらると思っております。

書籍では、当事務所編による「金融規制の論点25」が発刊されました。金融ビジネスは、各種規制を正確に把握することが何より肝要です。本書が、金融ビジネスに携わる方の一助となれば幸いです。

政府からマスク着用の緩和方針も発表され、令和2年から続くコロナ禍についてもようやく終息の兆しが見え始めてきました。この間、外出や直接の面談が控えられ、人と人とのつながりが希薄になったのではないかと問題もありましたが、他方で、ビジネスの世界ではIT化、デジタル化が一気に広がったことも事実です。IT化が遅れていた司法分野においても、裁判手続の多くがウェブを通じたりモートで行われるようになりましたし、民事裁判の書類について電子的に提出するmints制度も開始されるようになりました。

当事務所におきましても、DXを進めており、判例・法律文献の詳細検索をはじめ、各種のリーガルテックを積極的に導入しており、クライアントの皆様からのニーズに対応し、より効率的に深掘りし、スピーディに対応できる体制を整えています。

今後とも引き続きどうぞよろしくお願いたします。



代表 マネージングパートナー 弁護士 中務 正裕

大阪弁護士会副会長退任のご挨拶

弁護士 鈴木 秋夫



弁護士

鈴木 秋夫
(すずきあきお)

〈出身大学〉
東京大学法学部

〈経歴〉
2000年10月
最高裁判所司法研修所修了
(53期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

2002年8月
宅地建物取引主任者登録

2003年1月
行政書士試験合格

2004年5月
管理業務主任者登録

2006年1月
社会保険労務士登録

2007年5月
2級建築業経理士資格取得

2012年4月
貸金業務取扱主任者登録

2022年度
大阪弁護士会副会長

2022年度
近畿弁護士会連合会常務理事

2022年度
日本弁護士連合会代議員

2023年度
近畿弁護士会連合会理事

2023年度
日本弁護士連合会代議員

〈取扱業務〉
金融法務、倒産法務、
民事法務、会社法務、
商事法務、家事相続法務

1 はじめに

(1) 去年4月1日に大阪弁護士会の副会長に就任してから、自分なりに副会長の職務に全力で取り組んできましたが、3月31日をもって退任しました。同時に、近畿弁護士会連合会の常務理事も退任しました。あっという間の1年間だったという思いがある一方、振り返ると、様々な出来事の記憶がよみがえってきて長く充実した1年間だったと感じています。

「退任に当たっての一言は何か。」と問われれば、迷わず、「副会長になって本当に良かった。」と答えます。

副会長であるからこそできることをたくさん経験でき、また、多くの方に出会うことができました。48時間の海外弾丸ツアーでのソウル地方弁護士会との交流会、MBSラジオの「となりの弁さん」の収録・放送、首長インタビューなど、思い出は尽きません。この1年間は私の人生における宝物です。

(2) 私の年度の副会長は、とても仲が良く、「一致団結して会務を遂行できた。」という自負があります。

会長を含めた他の7人の役員は、私にとって「戦友」であり、一生に亘ってお付き合いしていきたいと考えています。

役員の中では私が一番年下(唯一の40代)でして、飲み会では「秋夫ちゃん」と呼んでもらうこともあり、可愛がってもらいました。

(3) 副会長の任期は1年間だけですし、体力の面では歴代の副会長の誰にも負けない自信がありますので、「全力で取り組む!」という信念で業務に取り組んできたつもりです。普段は午後9時の弁護士会館の閉館時間まで副会長の業務を行い、その後、事務所に戻って弁護士業務を行い、日付が変わった後の終電で帰宅するということが多かったです。趣味のマラソン(サブスリーランナーです)については、週に1回は早めに帰宅して夜に43キロを走り、土日は徹底的に走り込みました。

2 3ヶ月毎の決算報告

私の年度の執行部は、財務担当副会長である私の発案で、会員に少しでも財務について関

心を持ってもらいたいとの思いから、3ヶ月毎に大阪弁護士会の決算(収支計算)を会員専用サイトに掲載しました。史上初の試みだと思います。

3 総会

(1) 私の年度は、総会が3回開催されましたが、私は、3回とも議案説明を行うことができる機会があり、皆勤賞となりました。

去年6月の定期総会では、財務担当副会長として、令和4年度収支予算案の議案説明を行いました。そこに至るまで、予算案の作成(財務課作成の原案の確認・修正指示を含む)、財務委員会と常議員会での説明(予行演習を含む)、総会の議案書の作成・議案説明の予行演習などを経ており、副会長の職務に慣れていない時期であったこともあって、とても忙しく感じていましたが、副会長就任の早い時期に大阪弁護士会の収支全般を理解することができ、その後の会務運営に活かすことができました。

(2) 財務担当副会長である私は、3月31日で任期満了となっても、6月頃の開催が想定される令和5年度の定期総会にて令和4年度の決算報告をすることになり、「3月末日の任期満了でお役御免」にはなりません。

しかも、令和5年度の仮予算案の作成も私の任務でしたので、任期満了月である3月も多忙を極めました。

その上、令和5年度の財務委員長に就任するため、もう1年、大阪弁護士会の財務に関わることとなります。

4 おわりに

4月以降は、当事務所での常勤に戻ります。

副会長在任中は、事務所に不在のことも多く、弁護士業務に充てることのできる時間が制限されることになり、クライアントの皆様にはご迷惑をお掛けしてしまいましたが、弁護士として、また一人の人間として、1回りパワーアップした姿をご覧に入ることができるのではと考えています。今後とも、何卒、ご指導、ご鞭撻の程、宜しく願い致します。

入所のご挨拶

弁護士 田中 幸佑



弁護士

田中 幸佑
(たなか・こうすけ)

〈学歴〉
香川県立高松高等学校卒業
岡山大学法学部卒業
大阪市立大学法科大学院
修了

〈経歴〉
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(65期)
検事任官(東京地検検事)
2013年4月～2023年1月
大阪地検検事、名古屋地検
検事、神戸地検検事、福岡地検
飯塚支部長兼直方支部長など
2023年2月
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

令和5年2月から、中央総合法律事務所の一員として新たに執務させていただくことになりました、田中幸佑と申します。

私は、司法修習修了後、検事に任官し、約10年間、検事として勤めてまいりましたが、この度、ご縁をいただき、中央総合法律事務所に入所して、弁護士として新たな一歩を踏み出すこととなりました。

私は香川県出身ですが、学生時代を過ごした大阪には非常に親しみを持っています。検事任官後、平成25年度に大阪地検で勤務しましたが、それ以降は、東は東京から西は福岡まで、全国転勤を続けておりました。転勤生活は、いずれの土地にもすぐに馴染み、行く先々に同期の弁護士が遊びに来てくれるなど、とても楽しいものでしたが、いつかは大阪に落ち着きたいという思いも常にありました。そのような中で、この度、大好きな大阪の街に戻ってお仕事をさせていただく機会に恵まれ、大変嬉しく思っております。

さて、検事というと、ひたすら刑事事件だけをやっているイメージがあるかもしれませんが、実際には、組織運営や行政関係の決裁業務、人事訴訟、教育・広報など幅広い業務があり、私も検察庁では様々な経験をさせていただきました。また、中心業務である犯罪の捜査や公判は、広い視野を持って証拠を集めたり当事者の話を聴いたりして真相を解明し、証拠によって裁判で事実を立証することを目指します。証拠を集めてそれを正しく評価し、事実を立証するという点は、民事事件でも必要なことであり、検事としての経験には弁護士の仕事にも活かせる部分があるのではないかと考えています。

今後は、これまでの経験を活かしながら、もちろん、新たな分野については日々勉強を重ねながら、依頼者の皆様にご満足いただけるよう努めてまいり所存です。

弁護士としては未熟の身ではございますが、皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

出向のご挨拶

弁護士 小林 優吾



弁護士

小林 優吾
(こばやし・ゆうご)

〈出身大学〉
滋賀県立膳所高校
中央大学法学部法律学科
慶応義塾大学法科大学院
(司法試験合格のため)退学

〈経歴〉
2022年4月 最高裁判所司法
研修所修了(74期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

この度、三井住友カード株式会社コンプライアンス統括部に、企業内弁護士として出向させていただくこととなりました。出向期間は、本年2月1日より2年間の予定です。

当事務所入所以来、クライアントの皆様より様々な案件をご依頼いただき、弁護士として多様な経験を積ませていただきましたこと、皆様のご厚誼に心より感謝申し上げます。

出向先企業においては、マネロン及びテロ資金供与対策に係る社内態勢の整備、マネロンガイドラインへの対応、割賦販売法・貸金業法といったクレジットカード業に係る法規制への対応などに従事して参ります。クレジットカード業界は複雑な法規制がなされている業界でありますので、そうした業界の最前線で活躍されておられる方々の知見及び感覚、業界のビジネスの構造なども勉強させていただきたいと考えております。

クライアントの皆様には、事務所を離れることによりご迷惑をおかけすることになりますが、再び当事務所に復帰する際には、企業内弁護士としての知見及び経験を踏まえ、一層クライアントの皆様へ寄り添った法的サービスを提供させていただく所存でございます。特に、金融機関におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策、割賦販売法・貸金業法に係るご相談などに関しましては、高いレベルの法的サービスを提供できるよう研鑽を積んで参りますので、今後ともご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。



弁護士

小宮 俊
(こみや・しゅん)

<学歴>

慶應義塾大学法学部
慶應義塾大学法科大学院

<職歴>

2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
弁護士登録(第一東京弁護士会)
弁護士法人中央総合法律事務所入所
2018年4月～2020年3月
金融庁監督局総務課 課長補佐(法務担当)
国際監督室、法令等遵守調査室、政策課を併任
2018年4月～2018年7月
監督局総務課 仮想通貨モニタリングチーム モニタリング管理官
検査局総務課 金融証券検査官を併任
2018年7月～2020年3月
総合政策局リスク分析総括課 金融証券検査官を併任
2018年10月～2020年3月
総合政策局マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室を併任
2020年4月～2021年3月
監督局銀行第二課 課長補佐(法務担当)
2021年4月
弁護士法人中央総合法律事務所復帰

<取扱業務>

金融規制、コンプライアンス
訴訟、紛争解決、M&A、一般
企業法務

経営者保証に係る「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改正

弁護士 小宮 俊

第1 はじめに

金融庁は、令和4年11月1日、経営者保証を徵求する場合における金融機関の説明強化等を盛り込んだ「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等(以下、単に「監督指針」といいます。)の改正案を公表し、同年12月23日には、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等の公表について(以下、「パブコメ回答」といいます。)とともに、改正後の監督指針を令和5年4月1日から適用することを公表しています

そこで本稿では、本改正の要点について、概観することとします。

第2 経緯・背景

経営者保証とは、中小企業が金融機関から融資を受ける際、経営者個人が会社の連帯保証人となることをいいます。経営者保証は、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、経営者による思い切った事業展開やスタートアップの創業、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生、円滑な事業承継を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあるとされています。

経営者保証に関しては、平成25年12月、全国銀行協会と日本商工会議所が事務局を務めた「経営者保証に関するガイドライン研究会」が、民間の自主ルールとして「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「経営者保証ガイドライン」といいます。)を策定・公表しており、金融庁も、民間金融機関に対し、監督指針等を通じて、経営者保証ガイドラインを尊重・遵守し、安易な経営者保証に依存した融資を行わないよう要請してきました。

こうした取組の結果、金融庁によれば、2017年度に16.5%であった「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」が2022年度上期に33.1%へ増加、2017年度に36.9%であった「事業承継時における二重徵求¹の割合」が2022年度上期に3.5%へ減少するなど、経営者保証ガイドラインの活用状況は着実に改善されています。

他方、金融庁や中小企業庁における調査によって、金融機関と事業者との間で経営者保証ガイドラインの説明の有無におけるコミュニケーションギャップが明らかになっています。金融庁が行った金融機関へのアンケート調査によれば、新規融資において保証を徵求する際には、7割超の金融機関が「常にガイドラインについて説明を行う方針」としていると回答している一方で、中小企

業庁が行った委託調査によれば、「金融機関からガイドラインの説明を受けた」と回答している経営者は3割程度にとどまっています。金融庁は、このような金融機関・事業者(保証人)間のコミュニケーションギャップを解消するために、今回の監督指針改正を実施したことを明らかにしています。

こうした中で、金融庁は、令和4年12月23日、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、経済産業省及び財務省と連名で「経営者保証改革プログラム」を公表し、本プログラムの施策のうち「2.民間金融機関による融資～保証徵求手続の厳格化、意識改革～」の一環として、今回の監督指針の改正を実施することとしました。

第3 監督指針改正の概要及び求められる対応

改正後
<p>二、経営者等との間で保証契約を締結する場合には、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか、また、保証人に対し、下記に掲げる事項を踏まえた説明をした旨を確認し、その結果等を書面又は電子的方法で記録することとしているか(II-10-2参照)。</p> <p>a. どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか、個別具体的な内容(注) b. どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、個別具体的な内容(注)</p> <p>(注)「経営者保証に関するガイドライン」第4項(2)に掲げられている要素を参照の上、債務者の状況に応じた内容を説明。 その際、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については定性的・具体的な目録を示すことが望ましい。</p>
現行
<p>二、経営者等との間で保証契約を締結する場合には、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか(II-10-2参照)。</p> <p>a. 保証契約の必要性 (新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後
<p>金融機関においては、経営者保証に関し、ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが求められており、その取組方針等を公表することが望ましい。</p>
現行
<p>金融機関においては、経営者保証に関し、ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが求められている。</p>

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(新旧対照表)(令和4年12月23日公表)より一部抜粋

1 金融機関が個人保証を徵求する手続きの厳格化

(1) 金融機関における説明内容

これまで、監督指針上、経営者等との間で保証

契約を締結する金融機関には、経営者保証ガイドラインに基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うことが求められてきました。

- ①保証契約の必要性
 - ②原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められること
 - ③経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があること
- 本改正では、上記①保証契約の必要性に関して、より詳細かつ具体的な説明を行うことが義務付けられています。改正後の監督指針において、金融機関に求められる説明の内容は以下のとおりです。
- (a)どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか、個別具体的内容
 - (b)どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、個別具体的内容
 - (c)原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められること
- 上記(a)及び(b)の説明を行うにあたっては、経営者保証ガイドライン第4項(2)に掲げられている要素を参照の上、債務者の状況に応じた内容を説明することが求められています。

経営者保証ガイドライン第4項(2)より抜粋

(2)対象債権者における対応

対象債権者は、停止条件又は解除条件付保証契約、ABL、金利の一定の上乗せ等の経営者保証の機能を代替する融資手法のメニューの充実を図ることとする。

また、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、上記のような代替的な融資手法を活用する可能性について、主たる債務者の意向も踏まえた上で、検討する。

- イ) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
 - ロ) 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
 - ハ) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- 二) 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
ホ) 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

また、(a)及び(b)の説明を行うにあたって、その説明の程度に関しては、客観的合理的理由について、事業者の知識、経験等に応じ、その理解と納得を得ることを目的とした説明を行うことが必要とされています。なお、説明の方法については、必ずしも書面により説明を行う必要はなく、保証人への確認方法も、署名・捺印のみならず口頭によるものでも問題ないとされています。

上記(b)の説明内容は、あくまで「どのような改善を図れば

保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」です。したがって、実際に説明を行う際は、事業者に対し「このような改善を図れば保証契約の変更・解除を確実に進めてもらえる」といった誤解を与えないよう、保証契約の変更・解除の可能性を高めるための改善に関する説明であることを明確にするなど、丁寧な説明を行っていくことが求められます。

(2)記録化

前述のとおり、本改正により、金融機関は、これまでよりも詳細かつ具体的な説明を主債務者、保証人に行うことが義務付けられましたが、その結果等を書面又は電子的方法で記録することも義務付けられています。

具体的な記録方法については各金融機関それぞれの運用に委ねられています。新たなシステム等の構築を求めものではなく、既存の日報等に記録する対応で問題ないとされています。

他方、当局や事業者等から確認を求められた場合などには、速やかに当該記録を確認し、必要に応じて提出できるような態勢を構築することが必要とされています。

2 取組方針等の公表

改正後の監督指針には、新たに「ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが求められており、その取組方針等を公表することが望ましい」との記載が盛り込まれました。

対外公表に関しては監督指針上「望ましい」との記載がされていますが、経営者保証改革プログラムと併せて公表された要請文「個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進について(令和4年12月23日)」(以下、「要請文」という。)において、以下の要請が行われていることなどに鑑みれば、上記取組方針等の対外公表についても、経営トップを交えた議論を通じて真剣に検討すべき事項といえるでしょう。

要請文より抜粋

監督指針(取組方針)

9. 民間金融機関においては、「経営者保証に関するガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針等」について、経営陣を交えて議論し、対外公表すること。当該取組方針等は、『「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る組織的な取組み事例集』の内容も適宜参照のうえ、事業者とよりよい信頼関係を築くためのコミュニケーションツールとして利用できる内容となるよう、具体的かつわかりやすい記載で「見える化」とともに、取組方針等に沿った運用が行われるよう職員への周知徹底等により現場まで浸透させること。

なお、当該取組方針等は、経営者保証に依存しない融資の促進に係る方針に加え、可能であれば、保証人等から保証債務整理の申出があった場合の方針についても盛り込むことが望ましい

金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」の概要

—四半期開示の「一本化」—

弁護士 土肥 俊 樹



弁護士
土肥 俊樹
(どい・としき)

<出身大学>
東京大学法学部
東京大学法科大学院
(司法試験合格により退学)

<経歴>
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
第一東京弁護士会登録
アンダーソン・毛利・友常法
律事務所入所
2021年7月
弁護士法人中央総合法律事
務所入所

<取扱業務>
民事法務、商事法務、
会社法務

金融庁は、2022年12月27日、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(以下「本報告」といいます。)を公表しました¹。

金融審議会では、2021年6月にディスクロージャーワーキング・グループを設置して以降、①サステナビリティに関する企業の取組みの開示、②コーポレートガバナンスに関する開示、③四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング、④その他の開示に係る個別課題(「重要な契約」の開示など)について、2021年9月から審議・検討を行い、2022年6月13日、その結果をとりまとめた金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告—中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて—」(以下「前回報告」といいます。)を公表しました²。

四半期開示との関係では、前回報告において、金融商品取引法の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」することが適切であるとの提言がなされましたが、その具体化に向けていくつかの検討事項も提示されました。本報告では、これらの検討事項に関する継続的な審議・検討の結果がとりまとめられています。

本稿では、本報告のうち、特に四半期開示の「一本化」について解説します。

1 四半期開示の概要

金融商品取引法上、投資家に対して企業業績等に係る情報をより適時に開示することなどを目的に、上場会社等は、四半期ごとに、提出会社の状況や経理の状況等を開示するための継続開示書類として、四半期報告書を提出することが求められています(同法24条の4の7)。

また、東京証券取引所においても、取引所規則に基づき、上場会社に対して四半期開示を求めており(有価証券上場規程404条)、これを受けて、上場会社はサマリー情報と添付資料で構成される四半期決算短信を開示しています。

2 前回報告の概要

前回報告においては、四半期報告書の方が開示のタイミングが遅いことや四半期決算短信について投資家への積極的情報開示が行わ

れていること等を踏まえて、四半期開示の見直しの方向性として、金融商品取引法の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」することが適切であるとの提言がなされました。一方で、四半期決算短信の義務付けの有無など、いくつかの課題については引き続き議論を深めていくこととされました。

3 本報告の概要

本報告では、前回報告において課題とされた事項に係る検討結果が取りまとめられています。以下では、特に①四半期決算短信の義務付けの有無、②四半期決算短信の開示内容、③四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォーースメントに関する報告の概要を紹介します。

(1) 四半期決算短信の義務付けの有無

前回報告においては、開示負担軽減等の観点や、外国では条件付で四半期開示義務を課す証券取引所があること等を踏まえて、四半期決算短信の義務付けの有無(任意化)が課題事項とされていました。また、各企業がより積極的に適時開示を行うことができる環境を確立できれば、必ずしも一律に四半期開示を求めなくとも、投資家に充実した情報が提供されることになるとの指摘もなされていました。

しかし、本報告では、①適時開示が期待通りに行われていない状況や、②任意化により企業の情報発信が全体として低下し、グローバルな投資への影響が危惧されること、③四半期開示を任意化した欧州企業のように株主総会前に十分な期間を空けて有価証券報告書を開示するような姿勢が我が国において整っていないことなどの意見を踏まえて、当面は四半期決算短信を一律に義務付けることが考えられるとされました。その上で、将来的な任意化については、今後、適時開示の充実の達成状況や企業の開示姿勢の変化のほか、適時開示と定期開示の性質上の相違に関する意見等を踏まえた上で、四半期決算短信の任意化について幅広い観点から継続的に検討していくことが考え

られるとされました。

なお、①との関係では、前回報告において、我が国では取引所が開示すべき事項や重要性基準を定める細則主義を取っていることから、投資判断に重要と見込まれる情報でも「細則」に該当しない場合や、経営環境が不透明で、「細則」への該当性が不明確な場合に、各企業が開示に消極的になるとの指摘があるとされていました。

(2) 四半期決算短信の開示内容

前回報告においては、四半期決算短信の開示内容について、従来、速報性の観点から簡素化されてきた経緯がある中、「一本化」に当たりその内容をどう見直すかが課題事項とされていました。

本報告においては、速報性の確保や企業負担への配慮等から開示内容の拡充は不要とする意見も報告されていますが、①四半期決算短信の簡素化は短信の開示後に四半期報告書が開示されるという実務が前提にあったという経緯や、②四半期報告書の注記情報等が投資判断に利用されている実務も踏まえて、「一本化」にあたっては、原則として速報性を確保しつつも、投資家の要望が特に強い事項（セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等）については四半期決算短信の開示内容を追加する方向で、取引所において具体的に検討を進めることが考えられるとされました。

(3) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

前回報告においては、四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメントの手段をどう確保するかが課題事項とされていました。

本報告においては、四半期決算短信が取引所における開示書類であることを踏まえて、まずは取引所においてエンフォースメントを適切に実施することが考えられるとされました³。その上で、情報の信頼性・正確性を確保する観点から、四半期決算短信の虚偽記載についても法令上のエンフォースメントの対象とすべきとの意見があった旨報告されていますが、第1・第3四半期報告書廃止後の半期報告書及び有価証券報告書において法令上のエンフォースメントが維持されることや、四半期報告書のみを対象とした課徴金の不明例の件数が極めて少ないことも踏まえて、法令上のエンフォースメントは不要とすることが考えられるとされました。

1 金融庁ウェブページ

(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227.html)

2 金融庁ウェブページ

(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220613.html)

3 取引所規則に基づくエンフォースメントとしては、改善報告書・改善状況報告書の提出を求められるほか（有価証券上場規程504条1項1号、505条1項）、違反した旨の公表（同508条1項1号）、上場契約違約金の支払（同509条）等があります。

「金融規制の論点25」

弁護士法人 中央総合法律事務所 編

金融ビジネスを金融レギュレーション・行政リスクを抜きに語ることはできません。新たなビジネスを開始するには、許認可の要否を検討し（業規制）、実施可能な業務の範囲を検証する必要があります（業務範囲規制）。また、ビジネスの各段階で様々な金融レギュレーションが設けられており（行為規制・体制整備規制）、違反すると金融ビジネスからの退場を余儀なくされることもあります。このように、金融ビジネスの構築は、金融レギュレーションの正確な把握なくしては、不可能です。

本書では、金融庁での勤務経験や金融機関でのインハウスローヤーを含め、金融レギュレーション分野での豊富・多様な実務経験を有する当事務所の弁護士が、金融レギュレーションが問題となる局面のうち、特に重要なトピックについて、規制の現状や歴史を整理しその本質に迫るとともに、将来のあるべき姿を考察しています。

金融ビジネスに関与される多くの方に本書を手にとっていただき、本書が疑問・問題の糸口となることができれば本望です。



景品表示法関連法令改正の動向

弁護士 松本久美子



弁護士
松本久美子
(まつもとくみこ)

〈出身大学〉
神戸大学法学部

〈経歴〉
2007年9月
最高裁判所司法研修所修了
(60期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
金融法務、金融関連法務、
商事法務、会社法務、
保険法、
知的財産法、競争法、
表示関係法、
労働法、不動産法務、
民事法務、家事相続法務

第1 はじめに

近年のインターネット広告市場の拡大やデジタル化の進展等に伴い、景品表示法関連法令の見直しが進められている。

まず、消費者庁で開催されていたステルスマーケティングに関する検討会より、令和4年12月29日付でステルスマーケティングを規制すべきとする報告書(以下、「本報告書」という)が公表され、現在、その報告内容に基づく告示案及び運用基準案についての意見募集がなされ、告示指定のための手続きがなされている段階である¹⁾。

そのほか、景品表示法の法制度の在り方について検討する景品表示法検討会が開催され、景品表示法検討会による報告書が令和5年1月13日付で公表されている。

以下、このような景品表示法をめぐる法改正の動きについて、ステルスマーケティングに関する規制の内容を中心に紹介したい。

第2 ステルスマーケティング規制

1 本報告書の概要

(1) 実態と問題点

広告であるにもかかわらず、広告である旨表示しないステルスマーケティングは、インターネット広告を中心に日本でも広く行われている。諸外国では、ステルスマーケティングに対する法規制が既に存在しているが、日本ではステルスマーケティング自体を規制する法令は存在しない。(ただし、表示の内容が優良誤認表示又は有利誤認表示に該当すれば景品表示法違反となる。)

本報告書では、以下のようなステルスマーケティングの問題点及び規制の必要性が指摘されている。

- ① 中立的な第三者の純粋な感想や口コミと思わせる広告のほうが一般消費者を誘引しやすい。
- ② 経済学、経営学からの分析で、広告であることを開示すると消費者の商品に対する好感度を下げ、逆に広告であることを隠すと商品に対する好感度が上がり、また不正レビューによって低品質商品の需要が増える結果、消費者の高品質商品の購買機会が奪われることになり、一般消費者に損失が生じていると推計されている。
- ③ 法令での規制がないため、自主的に制限する広告主とそうでない広告主とで公平な競争環境が確保されていない。
- ④ 広告にある程度の誇張・誇大が含まれていることはやむを得ないと社会一般に受け止められているが²⁾、一般消費者は広告であることが分からないと「広告にある程度の誇張・誇大が含まれていること」を考慮に入れなくなる。

以上から、ステルスマーケティングは、事業

者の表示であるにもかかわらずそうでないとして一般消費者に誤認を生じさせる行為であり、一般消費者の商品選択における自主かつ合理的な選択を阻害しており、景品表示法によって規制する必要があると結論付けられている。

(2) 提言内容

上記の点等を踏まえ、報告書では、ステルスマーケティングは不当表示として景品表示法5条3号の告示に新たに指定することが妥当であることや、具体的な告示案及び運用基準案の方向性などが示された。

これを受け、消費者庁から令和5年1月25日に「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」告示案及び「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」運用基準案(以下、それぞれ「告示案」「運用基準案」という)が公表された。

2 告示案

告示案は、景品表示法5条3号に基づき「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」を不当表示として指定し、その内容として「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの」と定義している。

すなわち、①事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であること(=広告であること)、②一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められること(=一般消費者に広告であることが分からない表示であること)が、禁止される表示の要件として示されている。

3 運用基準案

上記告示の運用基準案は、上記要件の考え方とともに多数の具体例が示されている。以下、その概要について紹介する。

(1) 「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示」の考え方

1つめの要件である「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示」に該当するとされるのは、「事業者が表示内容の決定に関与したと認められる場合」である。運用基準案ではその考え方及び具体例として要旨以下の内容が示されている。

ア 事業者が自ら行う表示

従業員や事業者の子会社等の従業員が行った表示も一定の場合含まれることが示されている。

イ 事業者が第三者をして行わせる表示

具体例として、第三者のSNS上に商品等に係る表示をさせる場合、ブローカーや商品

の購入者に依頼してレビューの表示をさせる場合や、口コミ投稿で競業事業者の商品について自らの商品と比較して低い評価を表示させるような場合等が該当するとされる。

また、明示的に第三者に表示を依頼していない場合でも、事業者と第三者との関係性等の実態から総合的に判断し、「当該第三者の自主的な意思による表示とは客観的に認められない場合」は、当該事業者の表示となるとされる。例えば、事業者が第三者に商品の表示をしてもらう目的で、無償で商品を提供した結果、第三者がその目的に沿う表示を行う場合や、商品の表示をすることが第三者に経済上の利益をもたらすことを言外から感じさせるなどの結果として第三者が商品について表示する場合は、第三者の自主的な意思による表示とは客観的に認められないとされる。

ウ 事業者が表示内容の決定に関与したとされないもの

第三者の自主的な意思による表示と客観的に認められる場合は、通常事業者が表示内容の決定に関与したとはいえないことから事業者の表示とはならない。これに該当するかは、情報のやりとりの有無、表示内容の依頼や指示の有無、当事者の関係性などから判断するとされる。

具体例としては、商品を購入した第三者が自らの自主的な意思でSNS等に表示をする場合のほか、ECサイトのレビュー投稿に対する謝礼として次回割引クーポン等を配布する場合であっても投稿(表示)内容について一切の情報のやりとりが行われていない場合、事業者がSNS上で行うキャンペーンや懸賞に応募するために第三者が自主的な意思に基づいてSNS等に表示を行う場合、不特定の第三者へ配布した試供品等を受けた第三者が自主的な意思に基づき表示を行う場合等が挙げられている。

(2)「一般消費者が当該表示であることを判別することが困難である」の考え方

2つ目の要件である「一般消費者が当該表示であることを判別することが困難である」かどうかは、一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭となっているかどうかを表示全体から判断する。

ア 一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭となっていないもの

①事業者の表示が記載されていないものは、当然にこの要件に該当する。

また、②不明瞭な方法で記載されている場合もこの要件に該当する。その例として、冒頭に「広告」と記載する一方、文中に「これは第三者の感想を記載しています」と事業者の表示であるかどうか分かりにくい表示をする場合、事業者の表示である旨を小さく表示する場合、他の情報に紛れさせる場合(例えば、大量のハッシュタグに埋もれさせる場合)等が挙げられている。

イ 一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭となっているもの

具体例として、「広告」「宣伝」「プロモーション」「PR」等の文言による表示や、「A社から商品の提供を受けて投稿している」等の文章による表示を行う場合が挙げられている。

なお、これらの文言に限定されるものではなく、また、これらの文言を使用していたとしても、表示内容全体から

一般消費者にとって事業者の表示であると認められない場合がある。

4 告示として指定されることによる効果

上記の告示案が施行されると、ステルスマーケティングは、景品表示法5条3号違反の表示として禁止され、行為の差し止めや誤認を排除するための措置を命じる措置命令の対象となる(景品表示法7条1項)。ただし、課徴金納付命令の対象とはならない(景品表示法8条1項参照)。

第3 景品表示法検討会報告書

景品表示法検討会報告書では、課徴金制度をはじめとした景品表示法の運用状況及び問題点の報告と、早期に対応すべき課題及び中長期的に検討すべき課題が示されている。

運用状況及び問題点としては、①課徴金制度の導入により事件調査が長期化していること、②課徴金調査に適切に対応できない(課徴金の算定基礎となる商品又は役務毎の売上額を把握していない等)事業者が存在すること、③繰り返し違反行為を行う事業者や悪質な違反行為を行う事業者の存在が指摘されている。

そして、早期に対応すべき課題として、①独占禁止法と同様の確約手続きの導入、②課徴金制度における返金措置の促進(電子マネー等の活用など)、③違反行為に対する抑止力の強化(違反を繰り返す事業者への課徴金の割増算定率の適用、課徴金の算定基礎となる売上額の推定等)、④悪質な事業者に対応するため刑事罰の導入、⑤国際化への対応(措置命令の送達規定の整備)、⑥買取サービスに係る考え方の整理(買取サービスは現行の運用基準³で「自己が商品等の供給を受ける取引(例えば、古本の買入れ)は、「取引」に含まれない」と整理されているが、買取サービスという「役務」を「供給」していると評価できるため、運用基準の記載を見直す)等が挙げられている。

そのほか、中長期的に検討すべき課題として、①課徴金の対象の拡大(指定告示違反も対象とすべきか)、②デジタル表示の保存義務、③供給要件(「自己の供給する商品又は役務」を満たさない者への規制対象の拡大、④データパターンへの対応が挙げられ、今後も引き続き状況を注視して検討を進めていくべきとされている。

第4 最後に

ステルスマーケティング規制に関してはすでに告示案及び運用基準案が示されており、今年度中(2023年3月中)には正式に告示として指定される見込とされる⁴。また、景品表示法検討会の報告書において早期に対応すべきとされた課題については多岐にわたるものであり、今後の景品表示法及び関連法令等の改正の動きには注意が必要である。

1 執筆日(2023年2月20日)現在。
 2 優良誤認表示の「著しく」の要件について示した平成14年6月7日東京高裁判決(判例タイムズ1099号88頁)参照
 3 「景品類等の指定の告示の運用基準について」3(4)参照
 4 2022年12月27日河野内閣府特命担当大臣記者会見

給与のデジタル支払いについて

弁護士 藤野 琢也



弁護士

藤野 琢也
(ふじの・たくや)

〈出身大学〉
関西大学法学部
大阪大学法科大学院

〈経歴〉
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

第1 はじめに

令和4年11月28日、「資金移動業者の口座への賃金支払い」いわゆる給与のデジタル支払いを可能にする労働基準法施行規則(以下、「本規則」といいます。)の一部を改正する省令が公布されました。

令和5年4月1日に施行され、同日より第二種資金移動業者による指定申請の受付が開始される予定です。同年後半には指定が完了し、実務においてもデジタル支払いの利用が可能になると予想されています。

そこで、本稿では、給与のデジタル支払いについてご説明いたします。

第2 改正についての概要

1 現在、労働基準法では、「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、……賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のものでも支払……うことができる(同法第24条第1項)」と規定されています。そして、本規則第7条の2第1項において、銀行口座への振込と証券口座への振込が認められています。

2 しかし、令和2年7月17日に閣議決定された『成長戦略フォローアップ』Ⅲ4(2)ii④において、「賃金支払について、給与受取側のニーズやキャッシュレス社会実現に向けた要請を踏まえ、賃金の確実な支払などの労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度の設計が具体化されることを前提に、資金移動業者の口座への賃金の支払を可能とする。」をうけて、今般、本規則が改正されることとなりました。

3 具体的な改正内容としては、本規則第7条の2第1項第3号に「第二種資金移動業に係る口座への資金移動」が追加されました。第2種資金移動業とは、資金移動業のうち、100万円相当額以下の資金の移動に係る為替取引のみを業として営むこと(第三種資金移動業を除く。)をいう(資金決済法第36条の2第2項)もので、コンビニ等で利用できるバーコード決済を提供している事業等が該当します¹⁾。

加えて、本規則では、資金決済法による資金移動の安全確保措置に加え、給与債権であることに鑑みた規制として、8つの要件を規定しています。

各要件について、順にご紹介いたします。

第3 要件

1 滞留規制

(1) 条文

賃金の支払に係る資金移動を行う口座(以下単に「口座」という。)について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の額が百万円を超えることがないようにするための措置又は当該額が百万円を超えた場合に当該額を速やかに百万円以下とするための措置を講じていること。

(2) 趣旨

資金決済法第51条では、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものを保有しない措置を講じることが求められています。また、資金移動に関する事務ガイドライン、Ⅳ-1-1等において本条項と同旨の措置が従前から求められていたため、本規則にも改めて同様の規制を置いたものです。

2 資金保全

(1) 条文

破産手続開始の申立てを行ったときその他為替取引に関し負担する債務の履行が困難となったときに、口座について、労働者に対して負担する為替取引に関する債務の全額を速やかに当該労働者に弁済することを保証する仕組みを有していること。

(2) 趣旨

令和4年11月28日基発1128第4号厚生労働省労働基準局長通達(以下「通達」といいます。)によりますと、主として破産等の履行困難時には資金移動業者と保証委託契約等を結んだ保証機関からの保証を受けられる制度設計が想定されています。そのため、資金決済法に定められる「供託」による保全より加重された保全措置が行われることが求められているといえます。

3 不正引出の対策・保証

(1) 条文

口座について、労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰することができない理由で当該労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することが困難となったことにより当該債務について当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。

(2) 趣旨

資金移動業に関する内閣府令第では損失補償方針の周知義務のみが定められていますが、本条項は補償方針について規定しています。通達によりますと、労働者が無過失の場合の全額保証制度が原則となり、損失発生日から通知までの期間も30日以上としなければなりません。

4 取引の有効期限

(1) 条文

口座について、特段の事情がない限り、当該口座に係る資金移動が最後にあつた日から少なくとも十年間は、労働者に対して負担する為替取引に関する債務を履行することができるための措置を講じていること。

(2) 趣旨

現状、第二種資金移動業においては、その利用可能期間を各業者で定めており、最終の利用から5年までとしている業者もあります。本改正では、賃金の重要性に鑑み、一律に10年間は取引を保証するように定めたものです。

5 資金移動の最低単位

(1) 条文

口座への資金移動が一円単位のできるた

めの措置を講じていること。

(2) 趣旨

賃金を全額出金できるようにすることを目的としており、通貨払いや口座振込の場合と平仄を合わせる趣旨と考えられます。

6 払出手続

(1) 条文

口座への資金移動に係る額の受取について、現金自動支払機を利用する方法その他の通貨による受取ができる方法により一円単位で当該受取ができるための措置及び少なくとも毎月一回は当該方法に係る手数料その他の費用を負担することなく当該受取ができるための措置を講じていること。

(2) 趣旨

通達によれば、通貨への換金方法のうちひとつ以上が、1円単位での払出しが出来ることを想定しており、また、最低、毎月1～末日までの間に、1回は手数料の負担が不要となればよいとしております。なお、銀行口座からの出金手数料が発生することは問題無いとされています。

7 報告義務

(1) 条文

賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。

(2) 趣旨

通達によれば、「賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況」とは、当該指定資金移動業者における、賃金支払に関する業務の実施状況及び資金移動業以外の事業も含めた財務状況を指すとしています。また、同号トにおける「適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること」とは、事業年度等ごと及び厚生労働大臣から報告を求められた場合に、必要な事項を厚生労働大臣に報告できる体制を整備していることをいいます。加えて、指定資金移動業者だけでなく同号ロの資金保全に係る要件を満たすために契約を締結している保証機関についても報告体制を求めています。

8 技術的能力と社会的信用

(1) 条文

イからトまでに掲げるもののほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

(2) 趣旨

通達によれば、本要件を充たすかどうかは、以下の3項目を含む総合的な判断としています。

- ① 指定申請時において、資金決済法上の業務改善命令又は業務停止命令がなされていないこと
- ② 賃金が確実に支払われるための措置として、例えば、賃金支払が開始される際に、労働者が指定した資金移動業者の口座が存在することを確認する措置、賃金支払が認められた資金移動業者の口座であることを確認する措置等を講じていること。
- ③ 「プライバシーマーク」等の第三者機関による個人情報の取扱に係る認証を取得していること。

第4 資金移動業者の対応

資金移動業者の採るべき対応としては、本規則第7条の3、4及び7が新たに定められました。具体的には以下の通りです。

1 指定を受けるとき

資金移動業者が厚生労働大臣の指定を受けるためには、第二種資金移動業を営むこと及び要件全てを充足してい

ることを証明する書類を添付して、指定申請書を厚生労働大臣に提出しなければなりません(本規則第7条の3)。

2 業務に変更があるとき

要件にかかる事項に変更がある場合はあらかじめ、資金決済法41条に基づく変更登録や変更届出を行ったときは遅滞なく、変更届出書を厚生労働大臣に提出しなければなりません(本規則第7条の4)。

3 業務を辞めるとき

指定資金移動業者が指定を辞退するとき、資金移動業を廃止又は破産するときは遅滞なく、厚生労働大臣に届け出なければなりません。また、指定を辞退するときは、30日前までに公告及び全ての営業所に掲示し、公告したことを直ちに、厚生労働大臣に届け出なければなりません(本規則第7条の7)。

第5 使用者の対応

使用者が実際に本制度を利用し、給与のデジタル支払いを行う場合には、通達によれば以下の対応が求められます。

① 書面又は電磁的記録による個々の労働者の同意

書面又は電磁的記録への記載内容としては、口座振替を求める場合と同様の記載内容に加え、代替口座として指定する金融機関又は証券会社等の口座情報(入金上限額を超える場合に備える目的)を記載することになります。厚生労働省の用意している同意書例²(以下「同意書例」といいます。)をご参考ください。

② 銀行振込等による賃金支払いも選択できること及び必要事項の説明

同意書例を利用すれば、説明が必要な事項が全て記載されています。したがって、同意書例を用いて説明すれば、漏れなく説明義務の履行が可能です。

③ 労使協定の締結

対象となる労働者の範囲、対象となる賃金の範囲及びその金額、取扱金融機関等の範囲、実施開始時期等を記載した労使協定を締結する必要があります。

④ 計算書の交付

通常の給与支払いと同様、計算書を交付する必要があります。

⑤ 利用可能時期

所定の賃金支払日の午前10時頃までに為替取引としての利用が行い得る状態となっている、所定の賃金支払日のうちに賃金の全額が払い出し得る状態となっているよう賃金を支払うことが求められます。

⑥ 指定資金移動業者かどうかの確認

利用する資金移動業者が指定を受けているかどうかは使用者が確認する必要があります。

⑦ 業者の危機時期における対応の確認

指定資金移動業者の指定取消、辞退、第二種資金移動業登録廃止、破産申立等が生じた場合に、別の支払い方法をどのようにするか、予め確認しておく必要があります。

第6 最後に

給与のデジタル支払いは、その性質に鑑み、口座振替と比べて細かな規制が多くなっています。指定申請を行われる場合や、実際に賃金のデジタル支払いを検討される場合にご不明点があれば、お気軽にご相談ください。

1 業者一覧等については金融庁が公表する資金移動業者登録一覧をご覧ください。URL:https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shikin_idou.pdf

2 <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001017091.pdf>



弁護士(日本・ニューヨーク州)
赤崎 雄作
(あかさき・ゆうさく)

〈出身大学〉
東京大学法学部
京都大学法科大学院
米国カリフォルニア大学
ロサンゼルス校ロースクール
(LL.M.)

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

2015年5月
米国カリフォルニア大学
ロサンゼルス校(LLM)卒業

2015年10月～2016年11月
Apex Juris Advocates &
Legal Consultants (ドバイ、
アラブ首長国連邦)勤務

2018年6月
ニューヨーク州弁護士登録

〈取扱業務〉
渉外法務(中東を含む)、
M&A、金融法務、訴訟・紛争、
知的財産、一般企業法務

区分所有法制の見直しについて

弁護士 赤崎 雄作

1 はじめに

令和3年末時点で、築40年超のマンション戸数は116万戸であったところ、20年後にはそれが425万戸にも上ると予想されています¹。また、区分所有者の高齢化を背景に、相続等を契機として、区分所有建物の所有者の所有者不明化や区分所有者の非居住化が進行しています。

かかる現状を背景として、以下のような問題点が指摘されています。

不明区分所有者等は決議においては反対者と扱われ、決議に必要な賛成を得るのが困難なケースがあります。特に、建替え等の区分所有建物の再生の意思決定は、要件が厳格で更に困難です。このような状況では、区分所有建物の管理不全化を招くとともに、老朽化した区分所有建物の再生が困難となります。また、被災して大きなダメージを受けた区分所有建物についても建替え等の要件が厳しい上に、期間制限もあるため、被災区分所有建物の再生に必要な賛成を得るための時間が足りず、円滑な復興が難しいという指摘もなされています。

そこで、所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和4年5月27日閣議決定)、及び規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)が策定され、令和4年9月12日開催の法制審議会にて、「管理の円滑化」「再生の円滑化」「被災区分所有建物の再生の円滑化」等の観点から、区分所有法制の見直しを行う必要があるとして諮問がなされ、これを受けて、区分所有法制部会において、上記3つの論点に分けて審議が進められています。「被災区分所有建物の再生の円滑化」についてはやや特殊なケースを想定した論点であることから本稿では取り上げず、以下においては、「管理の円滑化」「再生の円滑化」についてご説明いたします。

2 管理の円滑化

管理の円滑化にかかる論点については、以下の表にまとめています。

論点	概要
集会の決議一般を円滑化するための仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ✓所在等不明区分所有者を決議の母数から除外する仕組み 公的機関(裁判所等)の関与の下で、所在等不明の区分所有者を決議の母数から除外する仕組みを検討 ✓出席者の多数決による決議を可能とする仕組み
区分所有建物の管理に特化した財産管理制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓所有者不明の専有部分の管理制度 所在等不明区分所有者の専有部分の管理に特化した新たな財産管理制度を検討 →改正民法における所有者不明建物管理制度を参考 ✓管理不全の区分所有建物の管理制度 管理不全状態にある専有部分や共用部分の管理に特化した新たな財産管理制度を検討 →改正民法における管理不全建物管理制度を参考
共有部分の変更決議を円滑化するための仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ✓共有部分の変更決議の要件の緩和 多数決割合を単純に引き下げる案のほか、外壁崩落のおそれなど一定の客観的要件を満たした場合には多数決割合を引き下げる案、多数決割合を規約で緩和することを認める案など →少数反対者の利益保護や客観的要件の在り方などが課題となる
その他の円滑化に資する仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ✓共用部分にかかる損害賠償請求権等の行使の円滑化 共用部分について損害賠償請求権等が発生した後に一部の区分所有者が転売されると、管理者は、区分所有者の全員について請求権を代理して行使できなくなる等の指摘 →管理者が請求権を代理して行使できる仕組みを検討 ✓区分所有者の責務 →区分所有建物の管理に関して所有者が負うべき責務について検討

以下においては、「集会の決議一般を円滑化するための仕組み」について若干敷衍してご説明いたします。

所在等不明区分所有者を決議の母数から除外する仕組みについては、管理者等において特定の区分所有者が所在等不明であるかどうかを調査し、公的機関の認定を受けた上で、集会を開催して決議に臨むことになると考えられるとされています。「公的機関」については、裁判所が挙げられています。また、調査の程度については、可能な調査は尽くしたといえる程度までは調査を行う必要があるとされており、具体的には、不動産登記簿や戸籍、住民票などのほか、区分所有者名簿が有用であると考えられています。

また、所在等不明区分所有者を決議の母数から除外する仕組みの対象となる決議を、区分

所有権の処分を伴うものを含む全ての決議とするか否か、公的機関による所在等不明の認定の効力の存続期間に関し、認定が取り消されるまでの間の決議の母数から所在等不明とされた区分所有者を除外するものとするものの是非などが議論されています。

次に、出席者の多数決による決議を可能とする仕組みについては、招集通知に全ての決議の会議の目的たる事項のほか、議案の要領も通知しなければならないこととするものの是非、定足数の規律の要否や、規律を設けるとした場合の定足数の割合の在り方、出席者の多数決による決議を可能とする仕組みの対象となる決議の範囲などが議論されています。

3 再生の円滑化

再生の円滑化にかかる論点については、以下の表にまとめています。

論点	概要
建替を円滑化するための仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ✓建替え決議の多数決要件の緩和 多数決割合を単純に引き下げる案のほか、耐震性不足など一定の客観的要件を満たした場合には多数決割合を引き下げる案、多数決割合を全員合意で緩和することを認める案など →少数反対者の利益保護や客観的要件の在り方などが課題となる ✓建替え決議がされた場合の賃借権等の消滅 建替え決議がされた場合に、一定の手続きを経て賃借権を消滅させる仕組みを検討
区分所有関係の解消・再生のための新たな仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ✓多数決による建物・敷地一括売却や建物の取壊し等 多数決による一括売却や取壊し等を可能とする仕組みを検討 ✓多数決による一棟リノベーション工事 建替えと同等の多数決による一棟リノベーション工事を可能とする仕組みを検討

以下においては、「建替を円滑化するための仕組み」について若干敷衍してご説明いたします。

現行法では、建替え決議は、区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数で、建物を取り壊し、かつ、当該建物の敷地若しくはその一部の土地または当該建物の全部若しくは一部を含む土地に新たに建物を建築する旨の決議をすることによって成立します(区分所有法第62条第1項)。

しかしながら、①建替え決議は多数決要件が厳格であるため、これを成立させることは容易ではなく、必要な賛成を得るのに多大な労力・時間が必要となる、②決議において反対票を投じた区分所有者も、建替え決議がされれば、その後の催告手続の中で、大部分は建替えに参加する方向に転ずることが一般的であり、決議の段階で5分の4の賛成まで得る必要はない、③区分所有者の高齢化が進み、相続等により区分所有者の所在等が不明になって5分の4の賛成を得ることが困難になる事態が現に生じており、今後ますます増加することが見込まれるといった理由から、老朽化した区分所有

建物の円滑な建替えが阻害されている等との指摘がなされています。

そこで、全ての区分所有建物につき、建替えにかかる多数決の割合を一律に緩和する考え方、原則的な多数決割合は現行規定を維持しつつ、その特則として、建替えを促進すべき一定の客観的要件が満たされている区分所有建物については、多数決割合を引き下げ、より迅速に建替え決議を成立させることができるようにする考え方、公正証書による規約(区分所有法第32条)又は区分所有者全員の合意で、建替え決議の多数決割合を緩和することができるという考え方が検討されています。

また、建替え決議がなされた場合であっても、建替え決議は専有部分の賃貸借には何らの影響も及ぼさないため、賃借人が合意解除に応じるか、更新拒絶・解約申入れの正当事由が認められない限り、賃貸借関係を終了させることができず(借地借家法第28条)、専有部分から賃借人を排除することができない結果、建替えを実施することができないことになるという問題点が指摘されています。

そこで、建替え決議において、建物の取壊しの工事の着手時期の目安及び専有部分の賃貸借の終了時期を定めなければならないものとし、その終了時期が到来した時に専有部分の賃貸借は終了するものとするが、建替え決議から賃貸借の終了時期までの期間は一定期間を下ってはならないものとする考え方、建替え決議があったときは、専有部分の賃借人である区分所有者は、専有部分の賃借人に対し、賃借権消滅請求をすることができ、その請求がされた時から一定期間が経過した時点で賃借権が消滅するものとするが、賃借権消滅請求を受けた賃借人は、賃借人である区分所有者に対し、賃借権の消滅による補償金の支払請求権を取得するものとする考え方、建替え決議があった場合において、専有部分の賃借人が賃借人に対し賃貸借の更新の拒絶の通知又は賃貸借の解約の申入れをするときは、正当事由等に関する借地借家法の規律は、適用しないものとする考え方が検討されています。

4 今後について

今後も引き続き区分所有法制部会において審議が進められ、各種論点についての検討が進められていくことになります。いずれの論点も、マンション管理に与える影響が大きいと考えられることから、マンション管理に利害を有する団体・個人においては、その動向をウォッチしていくことが望ましいと考えられます。

1 令和4年国土交通省調査



弁護士

新澤 純
(にいざわじゅん)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

米国における会社制度の特徴

弁護士 新澤 純

第1 はじめに

私は、2023年2月末日まで、Jackson Walker LLP(ジャクソン・ウォーカー法律事務所)のダラスオフィスで、実務研修をさせて頂いておりました。本稿では、米国における会社制度の特徴について、ご説明させていただきます。

第2 米国における会社制度の特徴

米国における会社や組合などの形態としては、主に、Corporation、Limited Liability Company(以下、「LLC」といいます。)、Partnership、Limited Partnershipの4種類が挙げられます。

1 Corporationについて

まず、Corporationは、日本法上の株式会社に対応するものです。Corporationには、さらに2種類あり、C corporationという普通の株式会社の形態(パススルー課税を受けない。パススルー課税については後述。)と、S corporationという形態(パススルー課税を受ける)があります。S corporationとなるためには、株主数が75名以下であること、米国籍の個人一定の団体であること、発行する株式の種類が単一であること等の要件を満たす必要があります。主に、ファミリービジネスで活用されています。以下、Corporationと表記する際、C corporationの意味で使用させていただきます。

2 LLCについて

次に、Limited Liability Companyは、主に、①内部ルールの柔軟な設計、②有限責任、③法的主体性、④パススルー課税、の4点の特徴とする事業主体です。日本法上の合同会社に近いと言われますが、厳密には日本法上には存在しない形態です。

LLCのメンバーは、全員Limited Liability(有限責任)です。LLCには、法人格はありませんが(unincorporated entityと規定されます)、行為能力・権利能力を有する独立の法的主体であるとされています。

LLCの設立時には、基本事項を定めるCertificate of Formation(基本定款)と、内部ルールを定めるOperating Agreement(運営契約)を作成します。内部ルールに関しては、各州の州法¹で定められるデフォルトルールの大半が任意規定になっているので、運営契約によって柔軟に設計することができます。

取締役会などの必要的機関はありません。また、利益・損失のメンバー²への割当は、原則として出資比率に比例しますが、運営契約によって出資比率に従わない割当比率を設定することもできます。

LLCの最大の特徴は、pass-through taxation(パススルー課税)です。パススルー課税とは、事業活動から生じる損益を、事業主体ではなく出資者に直接帰属させる課税方法のことをいいます。事業主体は課税対象とはなりません。米国では広く認められていますが、これは、個人が集まって行う小規模な事業については、法的主体性を認めつつ、利益及び損失は構成員に帰属させ、実態に即して課税する方法として、考え出されたものです。これに対して、Corporationでは、法人の利益(法人税)及び株主への配当(所得税)の二段階での課税となります(double taxation、二重課税)。

このように、パススルー課税では、損益が構

成員に直接帰属し、構成員レベルでのみ課税が行われることから、メンバーでは利益が出ており、LLCでは損失が生じている場合に、両者の損益を通算して、メンバーの課税対象額を減額させることが可能になります。例えば、スタートアップにおいて、設立後しばらく損失が見込まれる場合、外部投資家は、損失を引き受けることで課税額を軽減させたいと考えます。Corporationでは、株主の持株比率に従って損失が株主に比例的に割り当てられてしまうのに対し、LLCでは、運営契約によって損失を特定のメンバーに割り当てることができるので、スタートアップをLLCで設立することで、一つメリットが生じることとなります。

LLCは、出資者の有限責任及びパススルー課税の点で、Corporation(株式会社)とPartnership(組合)のハイブリッド型の事業主体であると言われています³。

LLCの用途は実に様々であり、スタートアップ、合弁会社(ジョイントベンチャー)、専門家集団の法人化、集団投資スキームなどに利用されます。

3 Partnershipについて

Partnershipとは、2人以上の者が共同所有者として営利目的の事業を行うために設立する事業主体です。日本法上の組合に相当するものです。

4 Limited Partnershipについて

Limited Partnershipとは、経営に関与せず、出資額を限度に有限責任のみを負うリミテッドパートナーと、経営に関与し、無限責任を負うジェネラルパートナーとからなる事業主体です。投資ファンドなどに利用されます。

第3 最後に

今回は、米国における会社制度の特徴についてご説明させていただきました。紙面の関係上、事業主体のごく簡単にご説明しかできませんでしたが、Corporation及びLLCは非常に使用頻度が高く、米国会社制度の重要な概念です。まだ米国での実務研修は続きますので、機会がございましたら、様々なテーマでご報告させて頂ければと思います。



上記写真は、ユタ州のシンボルでもあるアーチーズ国立公園を訪れたときのものです。

- 1 日本の株式会社法などのように、全米で統一された連邦法があるわけではありません。これは、CorporationやPartnershipなどについても同様で、各州が、その州のビジネスの実情に合わせて、個別の州法を制定しています。デラウェア州会社法という法令をよく聞きますが、これもあくまで州法です。
- 2 株式会社における株主のように、LLCの持分を所有している構成員のことをメンバーと呼びます。
- 3 関口智弘「米国ベンチャービジネスにおけるLLCの活用法」(商事法務、1683号24頁、2003年12月15日)



弁護士
北川 健太郎
(きたがわ・けんたろう)

〈主な経歴〉
最高検察庁
刑事部長・監察指導部長
大阪高等検察庁
次席検事・刑事部長
大阪地方検察庁
検事正・次席検事・刑事部長
京都地方検察庁
特別刑事部長
神戸地方検察庁
刑事部長
那覇地方検察庁
検事正
高知地方検察庁
次席検事
外務省(出向)
在中国日本国大使館一等
書記官

元検察官の弁護士日記 女性検事の増加について

弁護士 北川 健太郎
(オブカウンセル)

昨年12月8日、法務省は、同日に司法修習生(第75期)から検事任官した者が71人であり、このうち女性が35人とほぼ半数(49.3%)を占めることを発表し、ニュースとして報道されました。昨年度(第74期)も72人中28人(38.9%)が女性であり、近年の司法試験合格者に占める女性の割合が20~28%ですから、この数字を大きく上回っています。なお、裁判官については、第75期に関しては75人中28人(37.3%)となっています。

過去の数字を見ると、私が任官した1985年当時の女性検事の割合は全体のわずか2.1%にすぎませんでした。それが2021年3月時点では26%に達しています。

このような女性検事増加の背景には、1999年に成立した男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画があり、2020年度からスタートした第5次計画では2025年度末の女性検事割合の数値目標を30%に設定しています¹。

しかしながら、女性検事が増加する理由は、単純に法律と数値目標が存在するからというものではありません。検察庁が、女性にとって働きやすく活躍できる場に進化していることが、重要な背景事情として存在しているというのが私の持論です。法律制定以前の段階において、司法試験における女性合格者の増加は必然的に女性検事の増加を促し、やがて彼女らが管理職にも進出して、「男社会」や「体育会系」とも揶揄(やゆ)され、長時間労働を当然のこととして容認していた検察庁の組織風土の改革が着実に進展してきた成果であるということです。特に、近年の働き方改革における女性検事、特に「ママさん検事」ともいわれる勢力?の影響力は極めて大きなものがあります。

女性検事の存在が浸透していることは、幹部への登用を見ても歴然としています。例えば、最近、次の検事総長候補といわれている東京高検検事長に女性が抜てきされましたし、現在の大阪地検の検事正も女性です。ちょっと昔のことになりますが、私が大阪地検の検事正をしていた時代、6つある部のちょうど半分に当たる総務部、刑事部、特捜部の部長がいずれも女性ということもありました。ちなみに、残る3部は公安、交通、公判部です。これらの幹部は、

先ほどの法律制定以前に任官した人たちです。

不肖ながら私も、いささか自画自賛的ではありますが、女性検事の活躍に一役買ったと自負していることがあります。その女性検事は、かなり昔、私が某地検で管理職をしていた当時の部下でしたが、様々な事件を担当してもらうち、興味を持った分野には傑出した能力を発揮することに気がきました。そこで、その能力発揮の場を今後必要とされる分野に特化できないものだろうかと考え、彼女にも同意してもらい、主たる担当分野を性犯罪と児童虐待、特に被害者への対応に絞りました。これが見事にはまり、しばらくすると、びっくりするほどの専門的知識を身に付け、困難な事件も的確に処理してくれるようになりました。そうすると、正に専門的な知識・経験のニーズが非常に高まりつつあった分野でもあり、やがて、組織内の専門家的な存在となって指導的な役割も果たしてくれた上、医師、学者など外部の専門家との連携も進めてくれました。そして、何年か後には活躍の場を検察庁の外にも広げ、被害者関係団体などで講義・講演をしたりするまでになったのです。彼女の指導を受けた後輩の女性検事たちが今も全国各地で活躍中です。きっかけに関与したにすぎない私としても彼女の活躍を誇らしく思っているところです。ところが、最近、彼女と話をする機会があり、その際、「北川さんは、確かに私に性犯罪と児童虐待を専門的にやらせてくれたけど、それはそれとして、このタイプの犯罪被害者の対応は、対応する側にも大きな精神的ダメージがあることを分かってましたか。事件をどんどん担当させるだけで、そのあたりはケアしてくれませんでしたよねえ。」などと穏やかながらもしっかり言われてしまい、これも私が体育会系組織時代に育ったせいかもしれないと責任転嫁しつつ、配慮不足を反省させられた次第です²。

私の経験からしても、女性検事の増加とその活躍は、組織が激しい時代の変化に適応し進化してくため不可欠なものです。新任女性検事たちが1日も早く戦力となって、充実した日々を送ってくれることを期待します。

1 飽くまで努力目標であり、その前の第4次計画でも同じ30%でしたが達成できませんでした。
2 なお、彼女とは親しく、遠慮なく話ができる間柄であることを念のため弁解しておきます。

取締役会が会社の企業価値をき損等するおそれがあると判断する大規模買付行為等(公開買付けや大量の市場買付等)が行われようとしている、又は、行われている場合に、当該買付者を標的として取締役会が定める有事導入型の対応方針(会社法施行規則118条3号ロ(2)参照)のうち、大規模買付ルールについて解説します。

1 大規模買付ルールの目的

大規模買付ルールは、本来的には、取締役会の同意を得ない、いわゆる敵対的買収を阻止することを目的とする買収防衛策ではありません。買付者に情報提供と株主の熟慮期間の確保を求め、株主が大規模買付行為等を受け入れるか否か合理的に判断する機会を確保するためのルールです。

2 大規模買付ルールと取締役会の権限

現行公開買付規制の情報開示制度には改善の余地があり、部分公開買付けや全部公開買付けにおいて公開買付成立後の残存株式を公開買付価格と同額でキャッシュアウトしない等の不当な売り圧力(強圧性)を生じさせる買収手法に対処する規制もありません。このため、公開買付けが会社の企業価値をき損し、株主共同の利益を害するおそれがあると判断する取締役会は、公開買付者に対して、追加情報の提供を求め、買付者との協議等を踏まえて大規模買付行為等に対する評価・意見を表明し(場合によっては、新たな提案等を行い)、株主がこれらの情報を考慮して合理的判断を行うための期間の設定を求めます。

これは手続ルールであり、公開買付者の実体的権利を害するものではありません。会社、ひいては株主共同の利益を守るべき取締役会が、その正当な権限行使(経営判断事項)として行う株主保護策であり、対抗措置発動の場合とは異なり、株主意思確認の必要はありません。裁判例も、取締役会が、株主の適切な判断に資するため、買付者に追加情報の提供や検討期間の設定を求めることは金商法の趣旨に反しないとしています。

公開買付規制が適用されない市場買付けにより大規模買付行為等が行われる場合は、公開買付けによる場合以上に、株主保護の必要性が認められ、大規模買付ルールが正当化されます。

3 大規模買付ルールの基本的枠組み

大規模買付ルールは、一般に、特定の買収者(特別関係者等も含みます)が議決権総数の20%以上の株式を買い付け、又は、買い付けようとするときに(これがルールの適用対象となる「大規模買付行為等」です)、当該買付者が遵守すべきルールを策定するものです。その違反には対抗措置が講じられることがありますが、これについては次回に検討します。

大規模買付ルールは次のようなものです。

大規模買付行為等に該当する行為を行おうとする買付者に、当該行為に先立ち、又は一定期間(60営業日等)前までに、ルールを遵守する旨の誓約文言のほか、大規模買付行為等の概要を含む買付者に係る基本事項を記載した意向表明書の提出が求められます(大規模買付行為等趣旨説明書の提出)。公開買付けがすでに開始されているときは、公開買付届出書がこれに代替される場合があります。

意向表明書提出後一定期間内(5営業日又は10営業日等)に、取締役会は、株主が大規模買付行為等を受け入れるか否か判断するために必要な情報の提供を求め(必要情報の提供)、追加情報の提供が求められる場合もあります。これらの情報は、株主の合理的判断のために必要又は有益な範囲で、株主に開示されます。

取締役会は、評価・検討・交渉・意見形成・対案立案等を行うため、意向表明書提出から一定の期間(60営業日等)を設定します(評価検討期間)。取締役会は、恣意的判断を防止し、ルール運用の公正さ、客観性・合理性を高めるため、適宜、外部の専門家から助言を得るほか、社外取締役や社外有識者から構成される独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重して意見をとりまとめるものとされます(独立委員会勧告の最大限の尊重)。

評価検討期間が経過するまで買付者が大規模買付行為等を開始(株式を追加取得)することが禁止されます(株主意思確認総会が開催される場合については次号参照)。これにより公開買付期間を延長することが必要となる場合があります。

4 大規模買付ルールの有効期間

大規模買付ルールの有効期間は原則としてルールの効力発生日の翌定時株主総会終了後最初に開催される取締役会終結日までとされますが、必要がある場合には、取締役会決議により有効期間が延長されるほか、有効期間満了前にルールが廃止される場合もあります。

●所属弁護士等

弁護士 中務 正裕	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博
弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘	弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香
弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一
弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	
弁護士 中務嗣治郎 (シニアオフィサー)	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二 (シニアオフィサー)	弁護士 加藤 幸江 (シニアオフィサー)	弁護士 森本 滋 (オブカウンセル)	弁護士 北川健太郎 (シニアオフィサー)	
弁護士 松本久美子	弁護士 田中 幸佑	弁護士 江藤寿美怜	弁護士 富川 諒	弁護士 新澤 純 (特別顧問)	弁護士 小宮 俊	弁護士 秋山絵理子 (特別顧問)
弁護士 榎本 辰則	弁護士 西川 昇大	弁護士 藤野 琢也	弁護士 谷 崇彦 (特別顧問)	弁護士 土肥 俊樹	弁護士 山村 真吾	弁護士 久保 貴裕
弁護士 榎 陽	弁護士 加藤 友香	弁護士 小林優吾 (特別顧問)	弁護士 佐藤 諒一	弁護士 半田 昇	弁護士 木村俊太郎	弁護士 河野 大悟
弁護士 小川 広将	弁護士 町田諒一郎	弁護士 峯川 弘暉	弁護士 今井 稜	弁護士 小山 詩音	弁護士 三村 侑憲	外部法律事務所 アダム・ニューハウス (シニア・ニューヨーク弁護士)
シニア・ニューヨーク 弁護士 リンダ・ローマン	客員弁護士 吉岡 伸一	客員弁護士 八木 良一	法務部長 寺本 栄	法務部長 上田 泰豊		